（人事院規則二―三の一部改正）

第四条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項に関する意見に関すること。

第十条第四項中「第一項第四号から第八号まで」を「第一項第五号から第九号まで」に改める。

第十一条第四項中「能率及び」を「研修、能率及び」に改める。

第二十一条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、「法令の実施」の下に「（前号に規定する要請に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　規則の制定改廃に関する職員団体からの要請に係る基準及び手続の制定に関すること。

第二十一条第四項中「第一項第七号から第九号まで」を「第一項第八号から第十号まで」に改める。

第二十七条中「四課」を「三課」に、「研修調整課　研修指導課」を「研修推進課」に改める。

第二十九条第一項中「第六号及び第九号」を「第八号及び第十一号」に、「第五号、第七号、第八号及び第十号」を「第七号、第九号、第十号及び第十二号」に改め、第十二号を第十四号とし、第三号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　採用試験の対象官職並びに採用試験の種類ごとの知識等の範囲及び確保すべき人材に関する意見に関すること。

四　適格性審査及び幹部候補者名簿に関する意見に関すること。

第二十九条第四項中「同項第十一号」を「同項第十三号」に改める。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

（研修推進課の所掌事務等）

第三十一条　研修推進課は、次に掲げる事務（第一号、第三号及び第四号に掲げる事務にあっては、審査会事務局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　人事院の所掌に属する研修制度の企画及び立案（第六号に掲げるものを除く。）に関すること。

二　研修の根本基準の実施につき必要な事項に関する意見に関すること。

三　人事院の所掌に属する研修の計画の樹立及び実施（第六十五条に規定するものを除く。）並びに総合的企画及び連絡調整に関すること。

四　研修教材等の開発並びに研修の教科課程、技法及び効果測定その他の研修に係る調査研究並びにその結果に基づく各府省に対する支援に関すること。

五　研修計画の樹立及び実施に関する監視、研修の実施状況に関する報告要求並びに法令に違反して行われた研修の是正のため必要な指示に関すること。

六　留学費用の償還に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

2　研修推進課に、派遣研修室を置く。

3　派遣研修室に、室長を置く。

4　派遣研修室は、第一項第三号に掲げる事務のうち行政官在外研究員制度及び行政官国内研究員制度による研修に関する事務をつかさどる。

第三十二条　削除

第三十七条第一項第三号中「俸給表」の下に「（指定職俸給表を除く。）」を加える。

第三十八条各号を次のように改める。

一　給与についての法令の実施並びにその実施に必要な基準及び手続の制定に関すること。

二　指定職俸給表の策定に関すること。

三　指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸の決定並びに職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）の設定及び改定に関する意見に関すること。

四　会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定に関すること。

五　会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数の設定及び改定に関すること。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

第六十二条第二項中「職務の級の定数の設定」を「第三十八条第三号から第五号までに掲げる事務」に改める。

第六十五条中「この章」の下に「（この条第六号を除く。）」を加え、「企画及び立案並びに」を「計画の樹立及び」に改め、同条第一号から第三号まで中「合同研修」を「行政研修」に、同条第四号及び第五号中「行う合同研修」を「行う行政研修」に改め、同条第六号を削り、同条中第七号を第六号とする。

第七十一条第一号中「掲げる合同研修」を「掲げる行政研修」に、「とする合同研修」を「とするもの」に改める。

第七十二条中「規定する合同研修」を「掲げる行政研修」に改める。

第八十条第五号及び第八十五条第五号中「その他の」を「及び」に改める。

（人事院規則二―一四の一部改正）

第五条　人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百四十人」を「六百三十人」に改める。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第六条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第七条の二」に改める。

第五条第二項中「職員の占める官職」を「国家公務員の占める職」に改め、同条第三項中「者」を「職員」に改める。

第一款中第八条の前に次の一条を加える。

（標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に準ずる官職）

第七条の二　法第三十六条の標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　法第三十四条第二項に規定する標準的な官職（次号及び第十九条において単に「標準的な官職」という。）が、標準的な官職を定める政令本則の表二の項第三欄第三十一号、同表五の項第三欄第一号及び第二号、同表十八の項第三欄第二号から第五号までに規定する内閣官房令で定める職制上の段階のうち人事院が定める職制上の段階に属する官職

二　特定独立行政法人の職員の占める官職のうち、標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に相当する官職

2　人事院は、前項第一号の規定により職制上の段階を定めた場合には、その職制上の段階を官報により告知しなければならない。

第八条第一項中「第十八条」を「法第三十六条又はこの規則第十八条第一項」に改める。

第九条第四項中「第三条第一項第三号」を「第三条第二項第一号」に改める。